

東京都帰宅困難者対策条例案の概要

平成24年3月9日

<条例の目的>

大規模な地震その他の災害が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが無い場合において、多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故等の発生を防止するため、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進することで、都民の生命、身体及び財産を保護するとともに首都機能の迅速な回復を図る。

総則

- 条例の目的
- 知事の責務 <・実施計画の策定 ・一斉帰宅抑制対策の実施 ・帰宅支援の開始 ・災害時要援護者への配慮>
- 都民の責務 <・家族等との事前の安否確認、自発的な防災活動への協力等の努力義務化>
- 事業者の責務<・帰宅困難者対策への取組、地域との連携協力、帰宅困難者対策に係る計画作成等の努力義務化>
- 事業者等から知事に対する帰宅困難者対策実施状況の報告

一斉帰宅抑制

- 事業者に対する従業員の施設内待機による一斉帰宅の抑制、3日分の飲料水・食糧等の備蓄の努力義務化
- 駅、集客施設等における利用者保護の努力義務化

安否確認

- 都と事業者等との連携協力による、安否情報確認と災害関連情報等提供のための基盤整備と必要な体制の確立
- 知事による都民、事業者等への安否確認手段の周知、災害関連情報等の提供

一時滞在施設

- 知事による都が所有、管理する施設の一時滞在施設としての指定、都民等への周知
- 知事による一時滞在施設確保に向けた国、区市町村及び事業者への協力依頼

帰宅支援

- 知事による代替交通手段や災害時帰宅支援ステーションの確保、災害関連情報等の提供等による帰宅支援